

# 葛飾区サッカー連盟一般部規約

---

1章	総則
2章	目的
3章	組織
4章	事業
5章	役員
6章	部常任理事会
7章	部理事会
8章	経費
9章	附則

## 1章 総則

- 第1条 本部会は葛飾区サッカー連盟一般部という。  
第2条 本部会は葛飾区サッカー連盟規約第4条の事業を行う。  
第3条 本部会は本連盟に登録した選手を以って組織する。

## 2章 目的

- 第4条 本部会は葛飾区サッカー連盟一般部登録チームの切磋琢磨によって葛飾区サッカー連盟のサッカーの水準と向上・普及及び振興に努め相互の親睦を深めることを目的とする。

## 3章 組織

- 第5条 本部会は葛飾区サッカー連盟へ加盟登録された団体で構成される。構成された団体（チーム）は、次の部制に分ける。最上位グループを1部リーグとし、その下に2部リーグをおき、またその下に3部リーグをおく。またOver-30リーグをおく。各団体が第6条で定める事業、第9条で定める部理事会へ、参加及び支援を積極的に行うことは、各団体の責務である。

## 4章 事業

- 第6条 本部会は第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 葛飾区サッカー連盟一般部リーグ戦
  2. 審判及び技術等の講習、研修、強化事業
  3. 葛飾区サッカー連盟各部との連携及び協力

## 5章 役員

- 第7条 本部会に、下記の役員をおく。
1. 役員

(1) 一般部長	1名
(2) 副部長	1名（または2名）
(3) 事務局	1名
(4) 運営部	2名
(5) 審判部	2名
(6) 技術部	2名
(7) 会計	1名
(8) 会計監査	1名
  2. 役員の出選は葛飾区サッカー連盟加盟団体理事（代表）の互選により選出する。
  3. 役員任期は2年とする。補充役員任期は、前任者の在任期間とする。
  4. 役員職務について

(1) 部長	一般部を代表し役員統轄を行う。
(2) 副部長	部長を補佐し、部長の代行をする。
(3) 事務局	加盟団体の登録、連絡、各担当との調整、庶務、事務。
(4) 運営	リーグ日程・結果の管理及び指示。及び葛飾区サッカー連盟各部との連携。
(5) 審判	審判講習会開催に関すること。及び葛飾区サッカー連盟各部との連携。

- (6) 技術 墨東大会開催に関すること。  
及び葛飾区サッカー連盟各部との連携。
- (7) 会計 リーグの運営費を管理する。
- (8) 会計監査 リーグ運営費の使用状況を監査する。

## 6章 部常任理事会

第8条 部常任理事会は次の事項について審議する。

### 1. 内容

- (1) 事業計画（リーグ戦の日程・会場・組み合わせ及び審判講習会）の調整
  - (2) 大会、リーグ運営要綱の作成（大会運営委員）／承認（部長・副部長）
  - (3) 加盟団体及び選手の資格審議、追加登録、削除、確定
  - (4) 賞罰の裁定、昇降格の認定
  - (5) 収支報告書の作成（会計）
2. 部常任理事会は必要に応じて部長が召集する。ただし、役員の1／3以上が会議開催の理由を示して請求したときは、部長の遅滞なくこれを召集しなくてはならない。

## 7章 部理事会

第9条 部理事会は、葛飾区サッカー連盟加盟団体の過半数の理事（代表者）によって構成され、次の事項について審議する。

### 1. 審議内容

- (1) 役員（部常任理事会）の承認について
  - (2) 事業計画の承認について
  - (3) 予算及び決算の承認について
  - (4) その他部常任理事会より提出された案件についての審議・承認について
2. 部理事会は年度末に行い、部長がこれを召集し議長となる。
3. 臨時部理事会は、葛飾区サッカー連盟加盟団体理事の1／3以上の要求があるとき及び部長が必要と認められた時、部長がこれを召集する。

## 8章 経費

第10条 本部会の経費は、下記のもので支弁する。  
本部会の大会費は、部理事会において別に定める。

## 9章 附則

- 第11条 本部会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 本部会の決算は、部理事会の承認を得るものとする。
- 第13条 本部会の規程改正は、部常任理事会において変更することができる。
- 第14条 この規約は、2013年4月1日から施行する。